

謠曲拾葉抄

船舟菱
紅標
通小町
盛久
女高苑

三





船弁慶

義経海小おのく子あを滅亡一宗盛又と
 と生捕^{ナトリ}流余小下向を^{ナトリ}改^{ナトリ}よ自^{ナトリ}立^{ナトリ}の^{ナトリ}く^{ナトリ}を^{ナトリ}遊
 獨^{コト}越^{コト}より^{コト}遊^{コト}遊^{コト}する。是^{コト}ハ^{コト}梶^{コト}原^{コト}が^{コト}港^{コト}に^{コト}と^{コト}頼^{コト}朝^{コト}の
 信^{コト}ト^{コト}好^{コト}み^{コト}あ^{コト}し。依^{コト}く^{コト}其^{コト}、^{コト}勇^{コト}直^{コト}あ^{コト}り^{コト}く^{コト}改^{コト}よ^{コト}西^{コト}海^{コト}よ
 頼^{コト}う^{コト}ん^{コト}と^{コト}く。大^{コト}お^{コト}の^{コト}浦^{コト}より^{コト}舟^{コト}よ^{コト}の^{コト}る。魚^{コト}風^{コト}を^{コト}こ
 と^{コト}し^{コト}く^{コト}後^{コト}悔^{コト}と^{コト}と^{コト}り^{コト}り^{コト}と^{コト}こ^{コト}より^{コト}吉^{コト}吉^{コト}村^{コト}
 の^{コト}よ^{コト}あ^{コト}り。又^{コト}ヶ^{コト}日^{コト}遊^{コト}ぬ^{コト}一^{コト}と^{コト}和^{コト}品^{コト}多^{コト}武^{コト}家^{コト}よ
 入^{コト}其^{コト}後^{コト}を^{コト}志^{コト}の^{コト}ひ^{コト}あ^{コト}り^{コト}と^{コト}し^{コト}て^{コト}後^{コト}真^{コト}
 及^{コト}衣^{コト}河^{コト}の^{コト}額^{コト}よ^{コト}入^{コト}此^{コト}時^{コト}一^{コト}夜^{コト}多^{コト}安^{コト}法^{コト}乃^{コト}あ^{コト}ひ^{コト}と
 の^{コト}が^{コト}と^{コト}し^{コト}た。流^{コト}余^{コト}舎^{コト}見^{コト}頼^{コト}朝^{コト}の^{コト}あ^{コト}る^{コト}責^{コト}あ^{コト}

ムナシ

一

さき不叶く自害と。

東鑑云文治元年十一月六日義経於大物濱乘船之刻疾風俄起而逆浪覆船之間慮外止渡海之儀伴類分散相從預州之輩總四人所謂伊豆右衛門尉堀弥太郎武藏房并慶并妻女静一人也今夜一宿于天王寺边自此所逐電兵

此徳いふ物浦とて難風小色流るるを
作らぬ一 異本義経記云武藏坊并慶ハ紀

別住人岩田入道寂昌が子也仁平元年四月八日誕生と。此叡山西塔櫻本坊の并長信郎の男子とるる。此常小力業を刀打と好む。依くと是

名を鬼若丸と号する。其以西塔の北名三泉坊附の武藏坊とて之る明房よ入自別發して



武藏坊并慶と名のり 全文畧

同云武藏房并慶夏安元二年六月十二日の夜五糸の天神とて初て見えしとて。義経時小十八歳并妻の二十六の歳のみと。并妻を色く養女とて賜ふ。後よはは痛より。おのの勝負小乃とて。并妻を叶りて。飯るし。同十七日の夜五糸の橋下て。此夜に勝負小依く負たし。人者。家人とて。約して。物。此時を并妻

傍よりついで。是よりとて作と其ん
令織の如くく製の極よ付属より。忠勤
とるり文武二功の者として

今日ひひの縁衣油洛をつつと定めん
縁衣とるるとつひうけつり又あひつらと
つらも衣乃縁とつとつ身の内を
つら通るつら

加藤よの者いぬ塔の傍よ住居より武蔵房
并きよりくひ 比叡よよ東塔西塔横川
とてろ。是と之塔とて。是年小治と。

武蔵房ハよ小治と

頼朝ハ清和天皇十代後胤元馬頭源義朝三男征

夷大將軍正二位前權大納言兼右近衛大將源朝

臣頼朝卿母熱田大官司散位藤原季範女也久安

三年四月八日誕生正治元年正月十三日五十三

歳而薨 盛長私記云建久九年相摸国

相摸川の橋ハ橋毛之部重成法師妻のふふ

新よ遠之供出をよる縁縁のふふ軍

家も出あり。折る大俄少増りやを

高鳴と。をよ乃らふ是れ是の者且甲

曹とす。つらつらこの者やふとつて

人の眼は危る馬高の音不驚きと馳
あるに舟二人被引物河東州くは為る
取不淨胸と有あくと強く討給ふ取不淨
絶死あり明十年正月十三日薨去
代官といふ世多税をばらむる人とも云ふ
院の廳に判度代を典代とくは種中
うりりくと天下よ改とあり給ふ由人成
いふ世例と又勘解由使判度代は法
多責を細むる友し 判度代は屋橋不
凡見世の凡中日月のあくと出たは
神代考ふ日神月神是見牙と凡世を日
月と云ふ是始と云ふ

論語顔淵篇曰君子敬而無失与人恭而有礼四海
之内皆兄弟也 矣 山谷絶句曰鬼門関外莫言遠
四海一家皆弟兄 矣

世ひうひる者之後言ふより 世ひうひる者
者といは掩原系財を接くきこひひうひるを
世ひうひる者といは世字お遣せり世ゆと
いふ言お遣と

世中い新し世をばらむる世ひうひる者
甲斐受りといは融よ流と

世も世系系親見乃れをきんト流ひ

作らばし。権系りら。今ハ九節對及版
のわいそくどん。も故ハ今ハ及ねる軍の
も。中畧凡史の所為ト。是も。鬼行
の振舞ト。定る者乃。亦部ト。おほし。人
と。りり。源二信及家ト。あふ。室
りり。文畧

文治ハ後名村院の多号ト。相續ト。年ト。
百練抄云元暦二年八月十四日改元依火災地震
也矣

兵十余人ト。東鑑云文治元年十一
月三日義経零落鎮西御供之人々前中將時實傳

從良成伊豆右衛門尉有經堀弥太郎景光佐藤四
郎兵衛尉忠信伊勢三郎能盛行足八郎弘経并慶
法師已下彼此之勢二百騎歟矣

多家物語よハ。女百騎ト。此。頃。兵十余
人ト。何。り。お。違。あ。し。又。皇。表。記。よ。義。経
部。を。落。し。時。ハ。十。部。人。以。家。ト。同。改
ト。お。具。一。り。女。房。達。皆。と。う。し。こ。よ
後。捨。と。り。

皇氷の力 殺生石不流を
世中の人ハ何れも流るる。湯。り。と。い。新。志。ん
此。亦。日本。風土。記。よ。り。或。云。是。ハ。石。流。多

八懐の西神海とP傳つぎ。

公のふのり。石清ありら八懐と流を

某の字ハ流、亦不流を。志がうの二人新と流を。

▲大臨ハ実也と流を

神妙ミタカト思ふハ 韻瑞云易係辞神妙也者妙高物

而為言者也矣 古今真名序云高振神妙之思ヲ矣

▲波清ハ屋清不流を。而月ハ安宅ト流と

▲唯人ヒトト思ふ也 人ハおひさうのあをことと

月信。世傳不虎狼もあつど人のいこそけりまうり色

▲初ハジメトありまうりて行イき今もあふ二きし

のいしとが

千載集離別部ト前大納言公任ト多分ハ

ありんトとあふいしと。初と有国大戴トハ

あふく下りりり付ツみ付りり

多乃ハ明ト

▲時トキの調子 雅波ト流を

▲渡口郵船風静出波頭滴ツ起日晴ハレ者

野相云隠岐國ト流トきりり付乃待ト。朗休集

入多文トハ風定ツ出ト流。後トハ後ト流。

郵船ハ驛路トきりり後トハト。郵船

驛也。波頭ハ波の色ト。滴起ハたト遷トのあを。

説文曰滴罰也廣韻云滴責也ト矣

烏帽子

卒於婆小阿の海を

三つふへくもゆゑの乃神らちるも

。わさひのまゝのゆゑの乃神らちるも

乃陶朱の勾踐をけし合替ふの菟居

て移くの智畧をめく一終小吳王と七く

勾踐乃を乞とまをとも

史記越世家曰范蠡事越王勾踐既苦身戮力与勾

踐深謀二十餘年竟滅吳報會稽之耻北渡兵於淮

以臨於晋号令中国以尊周室勾踐以霸而范蠡称

上將軍還及国范蠡以為大名之下難以久居且勾

踐為人可与同患難与处安為書辞勾踐曰臣聞主

憂臣勞主辱臣死昔者君王辱於會稽所以不歿為

此事也今既以雪耻臣請從會稽之誅勾踐曰孤將

与子分国而有之不然將加誅于子范蠡曰君行令

臣行意乃裝其輕宝珠玉自与其私徒屬乘舟浮海

以行終不反於是勾踐表會稽山以為范蠡奉邑矣

陶朱公范蠡名也又曰鴟夷子皮 史記貨殖列傳

曰變名易姓適齊為鴟夷子皮之陶為朱公矣

索隱曰鴟夷子皮范蠡自謂也若盛酒之鴟夷也用

之則多所容納不用則可卷而懷之不忤於物也矣

韋昭曰鴟夷革囊也或生牛皮也矣

陶朱公者陶山名也 括地志曰陶山在海州平陽

縣東三十五里今南五里猶有朱公冢矣

范蠡事白樂天注 勾踐ハ史記越世家曰越王勾

踐其先禹之苗裔而夏后帝少康之庶子也封於會

稽以奉守禹之祀文身斷髮披草萊而邑焉後二十

余世至於允常允常之時與吳王闔廬戰而相怨伐

允常卒子勾踐立是為越王下畧

吳王ハ名夫差闔廬子也 越絶書曰吳大伯到未

差二十六代且千歳矣

會稽山越傳曰禹到太越上苗山大會計爵有德封

有功因而更名苗山曰會稽矣 国語曰乃環會稽

三百里以為范蠡之地矣

大明一統志四十五曰浙江紹興府會稽山在府城

東南一十二里揚州之鎮山也矣

會稽ハ復の禹王乃時 法侯と集く其切と

計る 是より不るあふを誓と之と 春

秋の時ハ夏を越中し名づく 秦の世ハ會

稽郡と云 劉宗の世ハ東揚と云 隋唐

ハ越列と号す 宋ハ紹興と云 今大

明ハ紹興府と号すと云 此ハ府城の

東南ハありて會稽山あり 一統志廣輿記

死ハ勾踐ハ二度代と云り 會稽の恥と云り

陶朱公と云り 越世家曰滅吳報會稽之耻

ム

遠目村の妙あり。安よとらるる法羽ハ是を
 云々他、法路、国より弦羽、軍、河、武庫、
 とお向ふがあふくつつけらるるあわく
 或は云、揚、武庫ハ今の兵庫と武庫ハ
 又六甲カウのた云、神后之韓よりゆりゆり、
 境、登六頭とせよ、埋、ゆ、あ、か、か、
 云又云乃、想、あ、と、六甲、の、た、
 釈書云昔神功皇后征新羅而還埋如意宝珠及甲
 冑弓箭宝剣衣服等故曰武庫ト矣
多根
 の、も、う、う、じ、と、あ、ら、い、ゆ、は、秋、さ、る、を、な、い、ゆ、と、も

此亦舟のいゆやうしう分くい

或云舟のいゆやうしう分くい
 此亦舟のいゆやうしう分くい
 或云舟のいゆやうしう分くい
 此亦舟のいゆやうしう分くい
 或云舟のいゆやうしう分くい
 此亦舟のいゆやうしう分くい
 或云舟のいゆやうしう分くい
 此亦舟のいゆやうしう分くい
 或云舟のいゆやうしう分くい
 此亦舟のいゆやうしう分くい

説文曰性異也矣 増韻曰奇也矣

楊惊曰非常之事曰性矣

▲神明佛地之冥感ハ軒端梅ノ泣也。云令ハ二人、
 ▲主上を始めたり 主上とい安徳ニ皇を捧ぐり
 ▲大原湯女ノ泣也 主上者主ハ老子曰有天下者
 天下之主也矣 上ハ廣韻曰君也矣

以并讀

蔡邕曰上者尊位所任矣

文選長門賦曰為文以

悟主上矣

白氏文集四十四云四夷側耳顯々然

以聽主上之風矣

月御皇太后のことく 月御皇太后と云ふは

下学集云三位以上云月御公卿也四位以下云雲

客殿上人也又云月御君喻日臣喻月故云尔矣

一云云子と龍よなく日ふなきありあふ月御皇

太后と云ふは殿上人の云の上人たる

柞は桓武天皇九代の後胤平知盛幽異あり

柞の字ハ多砂と流と桓武天皇ハ兼多と流と

桓武天皇十一代後胤正三位新中納言平知盛太

政入道淨海三男任征夷將軍智深兼文武平家一

族之中は多と流と一。元暦二年三月乙未とて滅

亡と此頃ハ桓武九代と後ハお遠かり

天皇といハ日本紀ハ神武帝の九名と神日本磐

余彦天皇といハ天皇の号此時より始り

平林抄云地神茅三代瓊杵尊といハ天照太神

といハ皇産靈尊ありたふは孫ありと云ふ皇御

孫ありと号と此多豊葦原の伴國乃主として

之十二神と流と一柱の神をともり日向を

高千穂等小降降よりしと云ふ。後ハ天の宮を

皇の字と。友字と取合と云ふといふこと

のち又といひ流り乃を。毎日暮のりふと并
流ありら。軒端梅よ流と

之の之流路よりかゝる者流あり

之流野といひ新宮本宮那智と云。又之の
ふたつあり。熊野社在紀伊国牟婁郡所祭之三

座伊奘並尊事解男速玉男也。神代卷曰伊奘冊

尊生火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊国熊野

之有馬村焉土俗祭此神之魂者花時亦以花祭又

用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。又云伊奘諾尊与伊奘

冊尊盟之乃所唾之神号曰速玉之男次掃之神号

泉津事解之男凡二神矣。古今皇代圖云崇神

天皇六十五年始建熊野本宮景行天皇五十八年

建熊野新宮矣。神社考云本宮證誠殿本地阿弥

陀新宮茶師那智飛滝権現本地千手観音矣

熊野縁起云神武天皇三十一年辛卯高倉下尊亦

名天香語山余自乘磐船此秋津嶋と廻流ふ。紀

洲の南郊よある。一の大熊のり其長一丈余。今この

えを流ら。毛髪乃奇焉と記ど。此示規とね

し。夫の若と云。又其多を感トく神流の

宝剣と云く洲中の邪神を伏し。六合悉く

安し。今この神流即其地也。熊野の号此時

みり。と云り。文畧

宮拜去来諾尊奉鎮西宮下津磐根宮柱太敷之高
天原梁材高知奉宗高津祖宗宮之大神下畧

○毛のむこのかふふあゝりんぐめりてせらるゝめりてあ
客僧といふ伏の多し 修驗抄云凡山伏有三种

差別一者山伏二者修驗三者客僧也中畧

客僧者一念法界名為行體內證也三界如客舍住
之迷倒未息一心是本居忘之流来既久然則住
所住之心地蓮在所得之本原是謂客僧矣

秘記云客僧者一身一念法界道場在住并著是名
客道住并所住心地證阿字本不生覺位号客僧矣

我々として松治多泉と云ふを以て

あかふくこやんこのくま老の滝よつこさう

とつと

「あかふくこやん」といふは、あかふくの滝とつと

伊吹山の英法近所の塔ふりり伊吹の里の近所

伊吹山の英法近所の塔ふりり伊吹の里の近所

と日本武皇子東征帰尾張聞近江国異布貴山有

荒神欲伐之以行神化為蛇當路皇子以為此蛇非

真荒神因踏蛇行時山道雲霧大起皇子迷而失路

遂痛身如醉偶得泉而醒因号其地曰醒井世俗以

此故謂膽吹神為八岐大蛇之所變也日本紀及今昔

出家 ○是來か伊吹虎の風とて小島まふハあひやあひん

うりてき。此、明小作の如く、おきこせり。
 方のいねはよきとせと。人よ驚るを。其方の
 舟橋をさうらさる色た。家いさうらりりてよ
 めり。万葉伝説抄云。親いさう色と家いさ
 るくうりてよありこき。洞林家系云。とりそ
 外いこの世橋を河よの後さるゆや。流のあ
 方あり田いこ。板を打後しこきとさうりや。
 然きいありあきと。時いねをさうりてととて
 或云古き抄物よき。彼必の借りこり借りて
 有し一水必よ信り男女をさうり。其父母よ
 流の親女の使御しゆりてさうりて。其
 さうりていひ合せて。彼りのかきよふさの
 舟橋とて橋乃をさうりて。さうりてあり
 せさうりてさうりてあり。かののうりひり
 乃いねと名けり。今もその流ありと
 いひりて。万葉集いさうりて。

△同山ハ伝法シ。三瀬川ハ檜垣ハ流ト

△山伏 夫山伏者有真言天台之両流天台山伏属聖
 護院門主每秋自三熊野山入葛城大峯修鍊故称
 修験道又謂入峯或云順峯入是謂本山衆其
 真言山伏悉属醍醐寺三宝院門主中世大蛇住大

峯前路山伏不得入大峯年曰醍醐寺聖室歎之入
自大峯後山刻之自是行路平安而山伏再得入峯
故是称當山衆然共先登大峯出熊野依謂逆峯入
或又本山門葉云袈裟引當山謂霞引大和一国山
伏云内山伏也矣 後驗抄云夫於當道名義有山
臥山伏之二義山卧者秘記云山者母胎八分肉團
本有八葉蓮臺也卧者住彼自性本分蓮臺也不苦
不樂在相真如也乃至此山卧之二字名本有山卧
或号本覺山卧矣 次山伏者我等出母胎分八分
肉團入金胎两部峯經断惑證理修行始開自性本
分蓮故此位名修生山伏或号始覺山伏日藏上
人傳云入法性真如山降伏在明煩惱敵故名山伏
矣 山伏の形相ハ通乃俗之也本小角者優婆塞聖
宝者剃髮の故也 河海抄云山伏野伏といふ世
とのうんく山伏小伏といふ然即山伏小伏限々
岷江入楚云世とのうんく山伏といふと山伏此
山伏といふこと

優婆塞

顔よ記と

▲高野や新久米路の橋 久米の志橋か高野

○高野やらら不後と志橋の絶所一宇とある事ある 徳宣

受限ハ或ハ生級の色迷小修く不定し。

瑜伽論曰人死中石身若未得生緣極七日住若生緣即不定若極七日必死而復生如是展轉生死乃至七々日住自此已後決定得生又此中有七日死已或於此類由餘業可轉中有種子便於餘類中有生矣

三宅加持 神道有隨身三宅加持第一壽命第二在

病第三福祿也是云隨身三宅一二身内之宅也第

三身外宅也第一壽命者存命故治病保命故求財

第二在病者得病者恐壽命危沉病者忘財宝重第

三福祿者壽命者身之根本也諸病身之枝葉也福

祿身之花實也下畧見三妙 加持經之註 加持の字義ハ夢よは流ス

▲行者 夢よは流ス

▲ろく洞ぬとわくめん後川水よさうらなへくふ

古今集多傷よ小野管野物後まこと何と云

いゆうこのとまうらりたり時ふみりりときく

秀のふらうく洞ぬとわく。後川のあまさと

くまのり別まじり人のゆりあうへとふとこ

▲見我身者發菩提 中畧 知我心者即身成佛

不動明王四句偈云見我身者發菩提心聞我名者

斷惡修善聽我說者得大智慧知我心者即身成佛

矣 安達原よは流ス

舟橋の同士の新古今舟橋歌不徒名のほまふ
 一、夜やまのこゝろやうすまのこゝろのり金のまのり
 此、舟橋よふ限ちあふ多くうこゝろのり
 りあひのるこつこつり。うこゝろのり
 千本のうこゝろのり。此のよふおちりて
 玉よこ。千本といちづいあこ。けりけり
 くらゆらよらぶのり。うこゝろのり
 内宮の門とらむ。外宮の外とらむ。まこ
 陰陽のらこ。大社の長一丈と天。舟橋は
 一丈。小社の八丈。教の者にまこ。

由中少よ此、舟橋よ此、舟橋よ此、舟橋の
 あはれをあげたり。うこゝろのりあひとい
 一るをうこゝろのりあひといあやうらあはる
 うこゝろ。但、七丈よけり。龍のりまこ
 ころ。沈文あるこ。孫姫式云銀漢鵲之會橋在

夜遊而降風霜。共

一、よと遠の川橋の橋程ふまこ。色こ。魚竜の
 氣多ふりり

昔垂仁天皇の時、時津小長良橋を五十町
 うけさせ給ひく。後、後醍醐天皇よせす
 色は此、橋程やまこ。あぬあぬのせんと橋

ち葉トがく飛くるよ。おまひり人乃
 ちりりい。是の竜林のまらごる色ハ龍神
 死人をいあべ。人柱をいそてい此橋をほ
 ちいP時さういうくPものせえさよと
 て。押く人柱ふさぬ。を暇人おらる
 人よあささしうりら。泉のわひて男の
 神ふかゆると。涼く儂あづさそ。とせ
 とおをいさされ。女をいふて所橋あり
 ちく輿ふのせく回りのりくおらり
 時乃あて維子の唱りさのまをいぬくむて

ちあべ。い父の長良の橋たうむの糸もいさささ
 ちあべ。い父の長良の橋たうむの糸もいさささ

今あふ橋たうむの糸もいさささ
 今あふ橋たうむの糸もいさささ

雅題百首之抄

まの如あ心の玉橋の 美如あ人の神と。め玉
 のくやふたうり。玉ハ良絲の河く
 美如いゆふ記と

時此女のりくもの此方をよみくおんせうりりり
暁の暁乃くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
又云古今集意五よみ人あつた

暁の暁乃くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
と云方のくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
夜の敷い多くくくく夜乃敷いすくかうりりりりりりりりりりり
あねよ敷いすくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
已上袖中抄

古今集雅抄云之家云云暁榻あき若くくくくくくくくくくく
小あひくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
今くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
是亦乃若くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
町くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

洛北市原村有、小堂号補陀落寺庭、小野小町四位女
物の境を、且又あ人畫像并よ縁起あり。此縁は
彼縁起小若くゆりかへし。今業縁起小秋風
の吹ふつけくもの若くと多系跡ふむくくくくくくくくくくく
うし。榻暁若くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
此の汝若くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
近房に若くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
業平真忍八十治ふありし時くくくくくくくくくくくくくくくく

續日本紀之天平九年三月十八日入唐於石見國
卒_ト矣 宗祇百八十九お侍を人丸の石見宮端田
いふ所のあり人の梯樹のなりうかすう一拾統
文をよつ久操良昭を不原居とてくしりて
榻嶋曉等と人丸の事を名をい好むとて七
の秋八月十日夜又と捨て却るのあり。文武天
皇よつ久をもちて

西夜初夜と人丸の墓不之不よありとて。一よの
大和玉流と、那う杜の中ふありとて。二よの長門
玉村端の里小あり。とよの石見宮大山の里。此と
河ととて。三よの岩をともめと。實よは

大と一と失うりしと。此の人のとておせとて
うふとてとて。人丸の妙喜がさうの比方と
とて。石見宮田村庄小端とて。人丸の社と
社家の字よ梯あり。氏姓梯本の根さしとて。
梯之代の本ふつと。小必本ふらとて。とて。
さるはははよりと。里あり。人丸寺及。唐不あり。
高玉津和社の本寺。小宗教也よ。ま殿別院等
員藤をつとせり。存殿よ。人丸社と。額あり。日光宮
二品守全親王の侍等と。人丸の本像長に天す
則_チ其自依こととて。
宗雅と人丸の年四十二歳とて

和歌秘傳抄云人磨卒云の年四十二ありてを
今書易小の發小うけりい夫小此とく

ふ乃名色のうなまのうくある 山色赤人をとりて

姓氏録云山邊宿祢赤人垂仁天皇衷孫也正六位
上山辺大老人ト兵 古今蒙雅抄云赤人の上総小

山色即人也彼謂小病今小あり 強客カガををを
付りしこ 兼而小世粟とく長一尺半あり小
而小のありしう乃玉の人流りりりしとく

榻鴨曉トウ云云或説云赤人の兵士の賢臣也 傍
人の乃小とく流りしとく流りて此小ありと

徳因トク山色トクの流りしとく流りしとく流りしとく
流りしとく流りしとく流りしとく流りしとく

上総トウ持ち後五位小任せり 従多く後三位
伊予守任むとく 崔禹錫食經曰杭子カウ一名

鷓栗トウ栗相似而細小者也ト兵

伊呂波字類抄云杭子似栗而小又鷓栗トウ云々

○山色トウ粟の世粟とくとく流りしとく流りしとく
憲の梅園の桃 上小赤人の家とありゆいよ多小
憲園の長所トウの河とありとあり

○山の名少あり楊麻乃ありの浦とあり行もあり
楊麻の草とつけり生トウの浦の伊勢也
袖中抄云伊勢玉トウ有トウ缺宮湯庄トウ秋梨トウ之処也

一説あふの浦の伊勢もあきくも志戸
あまのりろ梅麻片枝の梨子うきと梅あせり
この月ころく 又云梅麻しい麻のたのむさ
ゆふがしうとすいり色りる麻のあらとん
を梅麻しいころく 綺倍抄えさうくあさし
いあさこの中ふ梅の色ーうらあさこころ
梅麻いもち

新古

梅麻のあふの浦のまきゆりたぬあぬはのた 俊成

いらぬめいおとうくはたぬ 櫛の位の字あふたうりて筋

よ月也。花深玉位少やう杯のあせめく筋小

能りしりり。崔島錫食經曰櫛子相^ス而^テ大^ニ於^テ桂
子者也^矣。ういぬの字とゆそのあぬの櫛の下

くまの松小似く厚く、突の松より大く。人食^ス之^ヲ

夫亦

大井川の松、秋いつらぬたふ山の松やまこころん

大井川^ノ松^ノ金^ノ棋^ノ 入^レト^ハ棋^ノ子^ノ。大^ノ小^ノ入^レト^ハさうりく。小^ノさ

とまこ。伊勢おたよせううじうりのあかこさあ

ころ。是等とまぬ 周処風土記云棋橋之屬^矣

本草云棋子無毒^矣 河海抄云聖武天皇神龜二

年棋子從唐国植種^{結子}^矣

金棋ハ金橋也。花果錄云其實小如彈黃如金謂之

金橋^矣 ケ板の敷皆九種の橋乃内こ。拾遺集お

あふたうとあ

八月五日... 仙文
法師

ありきじり一息一息のた橋の一校

信物。八月十日... 人の紙のうらむら

日本紀云垂仁天皇九十年春二月庚子朔天皇命

田道間守遣常世国令求非時香果今謂橘是也 矣

古今果推抄云彼田乃橘なるものなりてぬと云ふ

帝からきよせ給ふの事と云ふよりの橘と云ふ

せり。又同書が神木橘をつつては出さるるに

う一人の乃油の香といふこと

法和尙古今集注云或云依の伎乃くはる小

橘と云ふかたは海の子せり時此方と云ふありたり

さしてじり一人の神乃うといふことなりたり

秋風の吹小つけてもあらぬく小舟といふ一巻なり

雑法集小の秋風のうら吹毎やきき。又應心云

よ秋風の吹交と云ふこと。袖中抄云あかめとい

あかめといふこと

果推抄云忠々阿那目云云

東抄随筆云二条の后... 因事り給ひたり時

業多中給志のびくふかひゆり。或時若をりてか

く... といふこと

川中舟の舟を切り。中舟をせん給ふこと

らんおん実あふ下向と。奥の八十嶋より名せし
夜。此中おれ方の上、句と依りあまなり。も、何秋
風の吹交あふあめくしす也。まふつとて形は
人なり。唯一のさきうへあり。明日物程をえ
るふ。彼うへへの月より落生くうりり。風の吹あふ
為のむびく音。秋の上、句お守より。奇異のあひと
あまら。或人の云、小野、小町せよ下向して世を
くく死をせり。そのうりくも。まふ守の氣
とふあひて下、句と背く云、小野といひし一為を
ひたり。件、西とい玉依の小町く云とらん

江記云在五中将為嫁二条后出家相構其後為生

駿到陸奥国留八十嶋求小野小町戸夜宿件嶋終
夜有聲曰秋風之吹仁津氣天毛阿那目云後朝
求之觸髅目中有野蕨澁在中將涕泣曰小野止波
不成薄出計里即斂葬無

曉乎云和泉式部法橋小ありりりよ。さかたせ
日暮くうりりれへ彼、世不宿しうりし小。夜那
ゆふ秋風の吹よつけくもの音を海よりあまら。
夜明く月とこ、弱霧の月より為のまぶさありり。
こし夜の夢小あひ小町こととて見。
又云弘法大師小町が最後のまねと守。ありまふ
ひ世を分入るよ。白骨あ後ふらつくし。

「山科のり」の里ふるいあきどりちりちりせりるをさひ
河海抄ふとのふ文字山城のころ。孟津抄云下句
よりりりるをさひひり絲る。方のふいをさひ
あふ幸芳とさりとさる

山城国ハ旧事紀云播原朝御世阿多根命為山代
国造下矣

日本後紀云延暦十三年十一月丁丑詔曰宜改山
背国為山城国上矣

大和布紀云山城玉の厩戸王子に大玉守の材木を
糸一処と。今の糸乃糸を、迹也。搥一く材木
と糸の処を松人の言よい山用とさく。糸の世に
昔の山用とさ。其後山代とさ。物の移と糸を
代とさ。苗代殖代とさ。如し。も材木糸を一処
とさ。い山代とさ。さる

美和百首抄云天照太神天とさ。一て衣服願ふ
入せ給ひ。神衣を織造ふ。此らさ。このく下小の
玉を機内ぬけ玉とさ。その内山背の糸乃
山背中のとさ。りこ。物るる山背とさ。さる。
山背の里の采女小記を

▲月小君しぬ鬼一口もあつりや
月小君しぬ鬼といち今候字席よ月よ君しぬ
かよ糸ともあつるとかめりせとあつりつてさる。

通小町

鬼一はといひせお清小鬼とく一口小くひくく
とく。鬼といひ女とく。關^{ケツキ}勢^{セキ}おと人のつまひて
女のうきと狎^ナとく。愚見おと鬼一の字の周易
の文小鬼一車とあるをひく鬼一はとくとく
砥江入楚と伊物小鬼とく一口小くひくく
とく堀川大尾国^{ニツチ}經^ネ大納言かとの二条、后とく
とく一とく一とく鬼とく一とく。是は人をた
とく一とく。滅^{メツ}の鬼といひと。江^{ニコウ}流^{リウ}とく小松帝時仁
和三年八月武德殿松原有鬼食人則大怪也同九
六日帝崩御是其微^{ミカ}歎^カ矣

是は鬼のんをくくおあり 已上
源云東云方小調食と毒味とくをひくく
とく。是は伊拍小鬼一とくとくおとくひく
とくおとく一とく

▲男ひとり少あり泪のぬり 志^シじくくく泪のぬり
男^{オトコ}様^{サマ}とく一とく

李白詩云沉憂心若醉 預恨淚如雨 矣

○古 湯田ぬくくおん後^{ノチ}のあつとく一とく

▲夕言^{トク}の^ノ一とく一とくぬひく 源氏早蕨^{ハヤワケ}とく一とく
らとく一とく一とく

○草根 夕言のくおんぬひくひく男とくおの松陰

古の^コ時^{トキ}おつひく一とくおとく一とく

▲九十九夜 凡物鳥帽子 卒於婆小町よび
▲花摺衣をき縁 ちくの花をすりつけしる衣の
るをきりしるこ。こ家友位小まきりし。世衣束
の色りりし

▲重紫の及袴 後之位の及袴。素いりし紫と。及の
花の紋を素い紫と。此位は紫の素紋と

▲指衣 松風小袴と

▲飲酒いりふ 五戒の内は酒と入るしつじと。大莊嚴經論

曰身口意三業之悪行唯酒為根本 長阿含經小飲酒者

有六種失沙弥尼戒經よ説三十六失智度論よ奉三十九過

○水日集 盛久 影 影のいりたるのいりたるありしるまのいりたるのいりたる 李廣

○水日集 盛久 影 影のいりたるのいりたるありしるまのいりたるのいりたる

主馬、八郎左衛門盛久、主馬、入道盛國子也又号櫛

節盛久正 琵琶法師平家物語云小松殿徳助春信

小搦首盛久侍供して、今換りしるまのいりたるのいりたる

りり 文畧

長門本平家物語廿卷云主馬入道盛國末子主馬八郎

九郎門尉盛久ハ、京都小かづれ居るが、多末の宿新と

等身の千手観音と造立し。清水寺の本堂の右根小

玉より、子日冬後と中畧右兵衛佐友、小糸川時政

小作られ、盛久京於小居る中宮へりり、小糸系中と

盛久

本寺の儀小くあるにありて、佛より亦小おれぬ。一寺
名物のゆいなる一つる小、ねの遠遠の乃を分て位敷乃
人と別けゆひつる佛の捨、減小上代小も起り、新造の
親奇の涉利益を佛身小勝きとりし貴族上下あか
ぬいなりりる。

▲いふ小土屋及小戸へさるのゆ

土屋三島宗遠八桓武天皇十代、後胤中村庵主宗平の子
土肥公常實平の弟也 已上大系圖 坂東八平氏の内之

▲唯今、東小なりぬい、お坂の雲より東を捲く雲東と見え

又箱根を限りて東と坂ありたり。 續日本紀云 坂東八国矣

東鑑云、関東二十八箇国、地頭、兵、坂東八ヶ所と云、所ハ
武彥相摸安房上、総下、総常陸上、野下、野と云

▲清水の方へ雲と立ち給ふ

清水寺ハ田村小流と、雲ハ那那小流と

▲あまや大慈大悲の親世をさるもまよふもろくこと、誓言

の末一、林一念、於此あり 是等皆之井寺小記と、あまの

二字ハ、実誓小流と、一もまよ田村小流と

▲多幸値遇の淨結縁 値遇ハ二字、たふあり

法花壽量品曰、諸佛出世難可値遇 矣

▲青羽山滝はをど人あ

滝は、い切なる、青羽の滝ハ田村小流と

▲又後世の柳振とて、さるる、此がまの流なり

古今集志と素性法師云々。洞玄云々。花巻のふらふらと
足取りとありと云々。古今集雅抄云々。折のこころふ
花の紅ふ咲しりやそと見ゆれ。敬々まきの綿を織うけ
さるこころと云々と云々。と云々。と云々。の深礼と云々。撰雜
と云々。と云々。劉后村詩云洛陽三月春如錦。兵

▲綿と云々の古のき。古へ綿と云々。ゆると云々と
少くせと云々。実盛小波と

▲弓馬の家ハ安宅小波と。白川ハ墨田川小波と

▲ね取 粟田にうり目の是小波る坂路と。平家相伝云

賀茂川と云々と云々。粟田にね取もかきと云々
明月記云朝雅首已以到来云々持向松坂懸之云々
。ゆり入程をらまうんちるまのぬりぬりぬり

▲此乃宮河原の辻 此の宮河原ハ在安祥寺村東南

盛衰記云粟田口兩葉山四宮河原と云々。此の辻ハ十

河原今云々。諸羽明神の社の色昔ハ河原と云々。此の辻ハ十

禅師の辻と云々。十禅寺の辻ハ粟田口の小南禅寺の前と

号鳥居小波と云々。四衢曰十禅師の辻と云々

。此の宮河原ハ在安祥寺村東南

此宮ハ神社也。在宮河原。此ハ階。卿所祭。二座。第一。天。兒屋

根。第二。太玉。余也。所謂世。諸羽明神是也。矣

四宮とい取の名也。昔此所ハ人康親王の山庄あり。土俗云

其田跡諸葉山の上下十禅寺の西北小波りといふ。此ハ人康

親王とり、仁明帝才也の四よて。世小山科宮と号を此
親王の四よて代実録小入とて。あつあつにの宮とハ
仁明才也の宮乃旧たつるお小北名ありとて

小町家集云也のみこ乃うせ給つりつとわく凡あく小
今給うらうらうのふのふゆやうてを返もあうとて
今兼世の傍小藤丸の延嘉才也の宮と云お小今兼才也の
宮とつひく此治小藤丸の才の是やこの才とつて
藤丸と延嘉才也のふあくとつてすてとてあやうと
藤丸小治と

是やこのりもゆもつりての志をきぬもを返の雲

藤丸の才と藤丸小治とを返の雲ハ田村小治と

▲立寄うけも淡心とのと多へぬ身も是也 淡心は丹寺の

。淡心とてまふとてとくちり多ゆわ身も老々まると

▲老曾の杜 江州也。武者の宿と愛智川との居ふあり。親

寺山の麓清あところ所のがりあふあり。海陸のとも

小治之遊玄老藤の森と云ふ只一枚の梢もうりてあ

らぬまの史小よりらど。ふりくけく依りのまへん

多一とて

。立よんか他をぬれ身へぬ身も老曾の杜の下寄

▲美濃尾張勢田の浦 美濃の班女小治と。尾張勢田の清小治と

廻まの跡色小治海原 鳴海の尾張と 在、勢田之邑、方

ウツ
其の多かれ。若し機方厚く観音を信するもの
多し之業も増ぶべし。又過去現在の級はくして
信する者ハかの苦なりとも微なりとも。菩薩の直
取らば、釈の文。釈多し其の正なるなりと

預ハ七級の慈悲となしと引奪し一級へ

大論曰慈悲有三種一衆生縁二法縁三無縁
此三種ハ空假中の三諦小ありと。無縁ハ中乃の慈悲
中乃ハ寂而常照の理なりが故ハ云級ハ法界と
級むらと無縁の慈悲と云ふ。何の途も級むらと
者小施すると云級の慈悲と云ふ。得らハ大と小非と

止観第六曰無縁慈悲者即如来慈悲也慈悲与實
相同體不取衆生相故非愛見不取涅槃相故非空
寂非空寂故非法縁慈悲非愛見故非衆生縁非二
邊相故名無縁也

引奪といふは引奪之 法花方便品曰但以假名字
引導於衆生也 法師品曰引導諸衆生集之令聽
法也

今生の利益若爾ハ後生善処をも推し教めん

此世こそ此を供養せしめて、その果を誰を教
善処小ありと云ふ 藥草喻品曰閔是法已現世
安穩後生善処也

三世の願望若空ハ大誓の誓約量虚妄小ありと云ふ

盛久

今世後世の流世の終るひびりくんの世の誓約もなる
りりふくあ〜んとく。如意輪経曰若我誓願大悲中
一人不成二世願我墮虚妄罪過中不還本覺捨大
悲難度衆生能度相現悲愛衆生慈一子矣
大智とハ釈るると云く。百万小記と。豈と云ハ俗小とぞ
と云く。廣韻曰豈安也馬也曾也矣。增韻曰豈
非然之辭矣。

▲或遭王難若臨刑欲壽終念彼觀音力刀尋段々壞

法花普門品文也。或ハ王命小とむら難小遭て。既ハ刑
罰の場小臨て乃命終ると欲とら時。彼、観音と一
心よ念せハ害せんとして刀匠と折と其、執と脱と

隨来隨断弥顯力大矣

▲又衆怨悉退散と云文ハ射矢も其身小之とくハ

普門品曰諍訟經官處怖畏軍陣中念彼觀音力衆
怨悉退散矣。言ハ公事沙汰諍小付と官処へあつと
軍陣の場小あくと矢とくの面電のとく、其、甚怖畏
ゆあ〜んハ彼、観音の力と念せハ衆の怨、敵悉く退
散とく〜とく

種々諸惡趣地獄鬼畜生生老病死苦以漸悉令滅
輔正記云怨者此難重也賊本求財怨本奪命此怨
賊遍滿大千尚能攘之輕者豈不能救矣
盛久

普門品文也言ハ地獄餓鬼畜生種々の惡趣の苦或ハ
人間の苦等歟觀音の力と歟ハ漸々小恙ク
減ハ少人ハ三々ク 輔正記曰種々惡趣通指九界
九界望佛皆名為惡次別奉三途地獄餓鬼畜生極惡故也
九界二死皆有四相生死老病漸令除滅於常寂矣
生老病死四相長阿含經曰一生相謂五陰興起已
得命根二老相謂生壽向尽餘命在幾二病相謂衆
苦迫切存亡無期四死相謂尽也風先火次諸相敗
壞身亡異趣故矣

▲三惡道 江口小波と

昔在靈山の所名ハ法花一佛今西方の主又娑婆亦現ハ

南岳大師云昔在靈山名法華今在西方名弥陀濁
世未代名觀音三世利益同一體矣 早齋此文の意
ハ釈尊弥陀觀音一勝と云々 孝養集云嘆
三宝云佛阿弥陀法法花經僧觀音也或曰昔在靈
山名法花下畧 每住云古德口傳云昔在靈山名
法華今在西方在量壽娑婆示現觀世音大悲一躰
利衆生云此文符合高野大師法華御開題之意
引金剛頂經云妙法蓮花經者觀自在王密號也
此佛名在量壽淨名国土現成佛身雜染世界名觀
自在法花弥陀觀音一躰事此叙分明也矣

盛久

珠之玉の法ハ命也

▲是也別之の多の声聲も字也志のり小

別之の多。別れの聲ハ曉之。意の別也。東也ハ安也。示也

▲牢ロウ。牢の籠ロウの輿ロウのせ。堂久と牢。牢より引か。一籠輿ロウ小

のせより。字彙云牢。所以罪人拘ロウ也。說文曰牢。閑養

牛馬關也。周礼曰元人繫于牢。註閑也。必有閑

者防禽獸觸齧。疏云閑。閑衛也。牢。牢固也。

說文曰獄。確也。增韻曰犴獄。所以繫囚也。

說文曰圜獄也。礼記月令。疏曰圜。牢也。

ある牢ハ材木と以て之獄ハ土の穴也。風俗通曰

三王始有獄。夏曰夏臺。商曰羑里。周曰圜。相列由此の漢ハ東ハ版也。

靈山が倚其間二十三日所と由此の漢と云。頼朝以此

浦也。よりくら馬の藝と興。一法してより。依之の軍

此漢ハ出遊。一法してより。東鑑小見へより

▲敷皮シカ。敷皮ハ凡寸法二尺二寸。横二尺五寸也。裏ハ布本

式也。但主の好。一。黒革。萬蒲革。一。紙と云。

一。革ハ鹿の夏毛を用也。然ハ黒革と好と云。法符の方

の上と搦上。搦形た云。末と色毛と云。表用は紙也。

▲此落。一。よりち刀を刀ハ二川小おきと。紙と云。

唐高僧傳云。緣教德。一人信。觀音臨刑。刀折。て為二

照。其刀三交。折る。小折る。如前。觀音の像の頂。小有。

盛久

三刀迹徒終不免死也 已上取意

六く茫然とあはれ看たり 韻會曰茫然憂貌 増韻曰

茫然失據貌 列子曰茫然無以應

孟子曰芒々然歸

過念取 十壽小淨と

とを不取正覺の内故と 千手經曰復白佛言世尊

若諸衆生誦持大悲神咒墮三惡道者我誓不成正

覺 一六

過を久遠の人悲のさり 壽量品曰我實成佛已來

久遠若斯但以方便教化衆生令入佛道 一六

普賢觀經曰以大悲光明為於行者說無相法 一六

初夜より後夜の一題と 天鼓小はと

蕭然として 蕭然とをさしとありと

るの初と 韻會曰蕭然寂寥貌 前食貨志曰江淮

之間蕭然煩費 一六

六窓いと明ぶる小 六窓いと窓とをさしとありと

物とこの汎河小よりて六窓と夜の明六小ひひたり

傳燈録曰仰山慧寂禪師遇朗列洪恩禪師問如何

得見性師曰譬一屋有六窓内如有一猴東邊呼

東邊應西邊呼西邊應六窓俱呼亦俱應 一六

言心ハ六窓と六識小响へ猴猴と意はさしとありと世の人乃

意者小塵六欲小騁てさつとありと其味も猴猴

盛久

一七

八十九十礼有加賜玉杖長尺端以鳩鳥為飾鳩者
不噎之鳥也欲老人不噎矣

古今原始云漢高祖與項羽戰敗追急匿井中有鳩
鳴其上帝得免及即位制鳩杖示不忘患難也矣

多中行事
後から来るよひとさうさう小正月の鳩の杖なり

▲洛陽 野宮小治

▲唯一音うるとも我を念とる

普門品曰一心稱名觀世音菩薩即時觀其音聲皆

得解脫矣

▲發心 熊坂小治

▲歡喜の心限り 法華偈曰或以歡喜心歌頌頌佛

德乃至一小音皆已成佛道矣 歡喜二字八田村小治

▲賴朝 舟弁兼小治

▲千秋万歳 戦国策曰寡人千秋万歳之後誰与樂此矣

韓非子曰巫覡之祝人曰使君千秋万歳之声聒耳矣

秋五番哥合
●まうぬんよひ小治とさうさう小正月の世をさうさうて喜仍

▲東の酒 和歌集小治

▲平家徳代の侍 徳代といひ主人小つらむとさう

韻會云譜者普也序世數事又世系曰譜矣

又譜第共也 弘安礼節云侍曰五位六位下北面

者是也又公家諸司官人源平兩家武士任五位六

位者皆曰之侍矣

▲武畧の達者 武畧といふ武の武士也畧ハ討也。左傳曰

侵敗王略王与之武公之略註略界也矣

白氏文集五十四曰蓄武畧於鞞鈴宜吏能於符竹

▲堪能 養能小よよるぞと云。廣韻曰堪可也矣

万善同歸云所有衆善隨已堪能矣

▲一多小松原山あそ草狩の遊路の

公卿傳曰小松内府重盛太政大臣從一位清盛公

一男母右近將監高階基章女也

琵琶法師平家物語云小松大内侍熊野より下向ありて

りて多く病ひつゝ病ひぬ治承三年七月九日か

るに法名淨蓮とれつゝ病ふやうく八月一日臨終

心念小僧と云ふ事ありて

中槐記云治承年中重盛公熊野系籠下向之後數

日卧不食病薨 丈畧 小松原草狩のり未考

▲主馬の盛久 職原抄云主馬者重代侍等所望補也

職員令云主馬首一人掌供進乘馬鞍具之属

百寮訓要抄云主馬ハ春宮の内乃侍ると云ふ事あり

職と云ふ

▲一天甲海 一多抄小治

▲人のふくむ月の本の 通材集云ひとのふは他國又唐

國と云ふこと。但し唐と指し唐と指し云ふ。伊勢如倍云

人のふくむもたつらふらんやと云ふ事あり

是ハ他タカ國クニと云々。ま名ナ本ホ小他コタカ國クニと云。冷標シラツクシ卷マキ小コひとの

ふゆもミひるルりリとト云々。是ハ唐タウと稱ナくク云々。又ハ懐ハの

託宣タクセン小他コタカ國クニより我ワ心シンとトありリ云々。一ヒトをシつツり

●久キウよヨへヘくク君キミくクらラぬヌとト云々。一ヒトをシつツりリ云々。長時

是も唐タウとトあり。日ヒのナハハ花ハナ籠カゴ小コ波ハミと

▲唐モロコシが原ハラ 相列カク斤カ瀬セ川カハの東ヒガシの原ハラと云々。更級サラシキ記キ云唐

が原ハラ沙サ子シとト云々。大和ヤマト菘アブラナ子シとト云々。佛ニホと

ひらヒラやヤうウ小コまマんマン呼フとト云々。

●名ナ河カハかりカリ鹿カやヤゆユんン東ヒガシ野ノ小コ河カハとト云々。唐タウの原ハラ 忠房

▲鶴ツル星ホシのノ名ナのノ 相列カク徑カ舍セ鶴カ星ホシハハをシつツりリ社

檀タン知チのノ名ナのノ 改カ曆リキ雜ザ事ジ記キ云鶴ツル星ホシハハ満マン宮ミヤ後ノチ冷レイ泉セン院イン天喜テンキ六ロク年ネン癸ミ

卯ウ鎮チン座ザ 無ム 二十ニ社シャ註チュ式シキ云本ホン社シャ者シヤ人ニヒト皇ミコ七シチ十ジュウ代ダイ

後ノチ冷レイ泉セン院イン御ミコト宇ウ伊イ与ヨ守シ源ゲン朝チウ臣シン頼ライ義ギ奉ホウ勅トク定テイ征テイ伐バク安アン

陪ヘイ負フ任ニン之ノ時トキ有ア丹タン祓ハヒ之ノ旨ミコト康コウ平ヘイ六ロク年ネン八ハチ月ゲツ潛セン勸コン請テイ石シヤク

清セイ水スイ建ケン瑞スイ籬シ於オ當トウ國クニ由ヨリ比ヒ郷キョウ 今イマ宮ミヤ下カ 人ヒト皇ミコ七シチ十ジュウ二ニ代ダイ

白河シラカハ院イン永保エイホ元ゲン年ネン二ニ月ゲツ陸奥リクオウ守シ源ゲン朝チウ臣シン義家ギケ加カ修シュ復フク

云クニ其ソノ後ノチ治チ兼ケン四シ年ネン十ジュウ月ゲツ十ジュウ二ニ日ニチ源ゲン頼ライ朝チウ崇ソウ祖ソ宗ソウ奉ホウ

遷ウツリ小コ松マツ郷キョウ 無ム

新シン格カク 〇ヒト名ナ河カハかりカリ鹿カやヤゆユんン東ヒガシ野ノ小コ河カハとト云々。一ヒトをシつツりリ云々。基氏

▲松マツ乃ノ名ナのノ教キョウうウせセりリてテ正テイ本ホンのノうウづヅ

古今コキン集シユ候コウ字ジ序シヨのノ如ニ正テイ本ホンのノうウづヅハハ長ナガきキといトいイ人ニヒト松マツ

盛セイ久キウ

〇ヒト名ナ河カハかりカリ鹿カやヤゆユんン東ヒガシ野ノ小コ河カハとト云々。一ヒトをシつツりリ云々。基氏

▲是ハ九洲松浦方より出たる偽りとい

松浦ハ日本紀第九曰神功皇后元年夏四月到^テ火
前^ニ国松浦縣^ニ而進^シ食玉嶋里小河之側^ニ於是^ニ皇后^ハ鈎^ヲ
針^ヲ為^シ鈎^ニ取^リ粒^ヲ為^シ餌^ト抽^キ取^リ裳^ヲ糸^ヲ為^シ緡^ト登^リ河^中石^上而^テ投^ス
鈎^ヲ祈^ヒ之^曰朕^ハ西^ニ欲^シ求^フ財^ヲ國^若有^レ成^ル事^者河^魚飲^リ鈎^因
以^テ奉^テ竿^乃獲^テ細^鱗魚^時皇后^曰希^ク見^ル物^也故^ニ時^人号^ス
其^處曰^梅豆^羅國^今謂^フ松^浦訛^也 兵

松浦ハ郡の名と。筑紫の人乃相造ふ。松浦を造
川の能ハ。廿のつきのなり。男つきのなりと
とつて。 九列の多妙は流と。偽の字ハ田村は
と。急なるゆいの筑紫なりと

▲急なるゆいの筑紫なりと
記と

▲急なるゆいの筑紫なりと
急なるゆいの筑紫なりと
急なるゆいの筑紫なりと

▲我々の字は乃宮とい一様とくは流ふ
我々の字は乃宮とい一様とくは流ふ
我々の字は乃宮とい一様とくは流ふ

▲所祭神三座也 延喜神祇式曰三座一八幡大菩
薩二比賣神社三大帯姫廟神 兵

女御記

御鎮座本縁云欽明天皇三十一年於菱浮峯現三
歳小兒立竹葉范宜云我是日本人皇十六代誉田
天皇廣幡八幡麻呂也兵 北二社註式曰豊前国
宇佐郡菱形山廣幡八幡大神坐郡家東馬城峯頂
後人皇四十代聖武御宇神龜四年就此山奉造神
宮名曰廣幡大神宮

此之所の宮不いふと名宗念山と云ふと十二丈あり
と二百九十余歩ありめりりよ川流く流乃
こと。依く日守紀よ宇佐流と稱と云ふ
よし少なき藤川なりれもより東よ津和川な
る。やうそそ下よそ一川と云ふり小念山いふ川
のゆふり

野草帶花連蜀錦桂林拂雨調松風

證文未考述而可尋

此男山の女帝花のちあももりれらるる名もなり
古今草雅抄云男山の女帝花の名不と云く
男山の八幡と云ふこと 末社記云雄徳のしと云
或ハ鳩峯花移を竹藪又香爐峯と名つて一
云香爐山と云 男山乃女帝の記云あふ多
くよめり沈み畧之

家つと 和云林沈下流と

花色如紫栗俗呼為女鳥戲よ名と受ててふ借老と

井即花

しものいしり

折さしつゝいよあさふをうらうらとてなりしと世の俳ふ

花さきり 後撰集巻下信正遍服あさふか文字とり

つぎいとる。約あ云は生をうらうのむ乃ありよ

たよりりたるふたささ かのらいよふとあきい

りかりくるそ信正世の信正よあを供すると

ハあるたおえたあさいいふこさささ

信正遍服いあふめくあきるさたあ命をあさら

ふさと人ふくらな

古今集秋よふ歌あしと信正遍服さき。

同書注云さう飛くるうらあらくいあらく

あのいあしく云あめく馬うらあらくらあらく

ああらく人よううらくああらくああらくああらく

さういよううらくああらくああらくああらくああらく

信正の宿い大あふはははと遍服いまあ林院ああらく

まのいの摺衣 小姫ああらく

女帝とあらくああらくの枕と

後撰集。女帝ああらくああらくああらくああらくああらく

女帝ああらくああらくああらくああらくああらく

古今集秋よふ布あああ今あ道あと。約あ云は信正遍服

があらくああらくああらくああらくああらくああらく

ああらくああらくああらくああらくああらくああらく

茶雅ああらくああらくああらくああらくああらく

于男山内藏寮使受宣命自延久二年准行幸儀式
六府已下供奉ノト矣 續日本紀云元正天皇養老四
年九月異國襲来日向大隅国大乱朝廷祈宇佐神
宮平寇賊太神託曰是戰其死傷多我甚憐之願寇
平之後置放生于諸国ハ幡放生會自此始ノト 文畧

是よりさうと敏達天皇七年冬放生事月毎
六日又持統天皇三年秋八月垂放生不又天武
天皇五年八月十七日依命詔一て放生せしむ

日本紀 石清水放生會ハ貞觀五年八月十五日
取意 始々乃りる後醍醐天皇の治世中始りしと

一々中絶を延宝七年ハ如昔乃りしと

唐士トクハ唐肅宗乾元二年詔天下置放生池是
始カ 見唐書

羊中行事
○世小くつてつらうか方もそくハんせり放つ神のめくふ
惠とを志けら男山さうり乃有籠さよ

さうりハ男山ハ山坂とつらう

古
○今社ある家も昔ハ男山さうり時ありしと
氏ハ八月ヲ祭乃由來なる涉様とあり

當社神事八月十五日ハ唐士の例ハ祭の日祭神の
由來とハある法社の系祀と由來とハ別て當
社の神乃ハ天子の由來小准ノトなる

社記云後三条院延久二年八月十五日自今年上

卿以六衛府馬寮准行幸扈從御輿

佛旅不の男山の藤原神と云く。或の宿所とも下

造神殿 每多放生舎の時此宿所とて法舎と

おこなひ給ふ

久堅の月乃桂の男山さやけさの歌いなりとも

續古今集神祇よト部直直

河忠玄大納言通方よりせゆりたりる清水舎各

よ社取用と云ふとよありとも

月の美名多きへ男山の月いなりとも歌もひ

かきけりとも久方及月の桂の羽衣は

かきけりとの石清水より八幡は

若の衣も妙なりやとの枝は

和歌大女寺のの姿和尚の姓の紀氏武内省称之

後益信傳志の舎身也常ふ八幡大菩薩と伝

貞親元年宇佐まふありと下妻家茶所

昼ハ令剛般着夜ハ窓を御と九旬不怠干

時取倍とる間七月十五日夜半小大菩薩ふ

経小系五坊と講ふん汝家と具一りて

敷の若くもあふ令々の之等の清安とて遷ら

せ給ふ以教教をしく同廿日上京を八月廿

之日山崎の名小宿と廿五日の夜又示現あり

南方男ふくむく。大菩薩と称しきり。心垢巽
の方乃ふサニタウ、私光の親日月の如くセウヨウ照耀し給く
と。私為タカシ伴のふと奏すところふ。九月十九日勅使
と致下シ不清水シ、初流して宮殿をわきとく
ゆきせ給ふ。今昔物語 文畧 今又のこるは、教の衣ふ
稱せ給ふがゆふ。この袂は、親うつりしつらる。
この袂といふ衣のふこと衣とい

釈氏要覧云薩婆多論云僧伽梨有三品自九條十
一條十三條名下品衣皆兩長一短作十五條十七
條十九條名中品衣皆三長一短作二十一條二十
三條二十五條名上品衣皆四長一短作ト作ト具
。云云らうみわめ月親のころの衣は親をうけし衣内衣

まうの衣を細じらる。重の衣は淨律勸法の衣

真言傳云貞観七年九月十九日勅使と致下。淨殿
と化らまう給く給く淨律と安をしきり。彼律
律といは、淨教和尚の衣のよふ。阿弥陀をま
移しヲハシメ衣を。伴の衣をみく。此律とをトし
今案彼衣と衣と兼ふ細め。そ八幡の淨律の
下らまうは、淨律とまうの衣とをま。根
集し此分とあり

八幡山この衣のふは、若うつららぬをトしきり。
百練袂云本治二年十月二日諸卿定申官外記勸

申八幡宮壘御莒破損可被修補哉否以件壘莒為
御正躰具 園太曆云貞和二年八月石清水放生
會時壘御箱自御輿令落給准批例木治二年八月
廿六日彼宮寺言上云當宮中御前壘御莒破損以
今月十五日卯時所見付也同九月十一日宮寺取
司等請文云件壘御莒者當宮建立當初物也然者
建立祖師行教和尚被始置軟不銘日時隨則每年
放生大會之外輒無奉取出之例者爭准神宝破損
例可令勘申哉下畧 件破損莒不及修補以旧損
莒被納新造莒依難動靈物也云壘御莒一合高二
寸余口徑一尺五分八角矣

法の神宮寺有難りりり一買比りぬ

神宮寺ハ号大衆院在宿院北科千里中與祖教專
改為律院今千手堂古金堂也。然ら神宮寺ハ八幡
不限本部習合の法より。或ハ神宮院カ云々。法
附ツキるも此と。社傳此ありあり。

為の嶺ハ弓八幡ありの玉垣ハ白鬘。なまぐハ江ノ原と
みどりゝの沸うけまぐも赤と法むじ

續千載集小足とろ小田よとめとくしとありハ
林の田ととと。近材集云ととろハ林田ととと
宍の足ととろハ戸帳と戸代とと。
あらうかあまゝととは地中納言六角堂の釈音ハ

みよ縁と形ひ七日通夜うさまうしよ、うんじり
夜の曉乃夢よ見とくろの肉うり令の茶と給
りりートミク、うけまうも糸の糸波よ給と

△又此山の麓よ男塚女塚とていふと

志水町の東たの田乃中ふ女高塚ありそ女塚と
土人此地云々女高塚、秋風が塚のたふあり其
間二十石平らそそを男塚と云、今も男塚の側
寺と云、寺念仏あり、万縁寺と号と。

△小野の秋風とてあり人、平城天皇御宇人こそ系

皇不詳旧撰云が将小野、良實四世孫と云

△一夜少と男森の角のけりのそ

古名熱坂小江とて塚の多しつひうけり

南無幽霊出離生死頓證菩提 通小町よ給と

△あふ廣野人稀なり我古墳なりそ又何者ぞ骸を
ゆりりふ極獣ハ獲ふとてよゆりり

九相詩云野外人稀何物有争屍猛獸不能禁矣

二人比立尾えとてらくの肉もえられ腸ハ破とて
あふりよんうん、たのゆりりふくふあよしり
〜 父子相違とて地あよゆとてよ〜
のあふりともんよ、はな勝脹〜とてゆみあふと
〜 じぶくのそ、み棘爛壞〜とて鳥腸とつ〜
ゆりりふ、さるん〜ゆりりのゆりりゆら

古今事類彙抄

古今事類彙抄 昔の男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

古の世に於ては、男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

此の世に於ては、男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

おの言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

おの言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

の言に男は女を愛するは如く、女は男を愛するは如く、

往生要集曰又復獄卒取地獄人置刀葉林見彼樹

古

古

同字 屋端より

悪鬼の悪鬼の男と責と其念力の及もさうの

刃の山乃と小糸の山乃と人の子と

りやとさの刃の男通

取意

頭ヲ有リ好端政嚴飾婦女如是見已即上彼樹々葉如
刃割其身肉次割其筋如是劈割一切處已得上樹
已見彼婦女夜在於地以欲媚眼上看罪人作如是
言念汝因緣我到此處汝今何故不來近我何不抱
我罪人見已欲心熾盛次弟後下刀棄向上利如剃
刀如前遍割一切身分既到地已而彼婦女夜在樹
頭罪人見已而後上樹如是無量百千億歲正法念經
こいりといふおろろの枝のたつじとてぬ
み罪のうらみ果るるこいりりり
念ふ集む地獄の後小剣の枝よ人のつらぬれ
うらとんくこいりれ泉式部

「あさより々剣の枝のたつじとこいりものなるぬん
糸乳母集むま経るくうせまを結ひてそのぬりみふ
娘まの内茶内さうふかりまーふ十ざんまの
地獄へとんくこいり十八日つらまよ人のつら
ぬうまこいり
こいりせんぬの枝のたつじとありとて飛のまねるこいり
成抄よの坂本末途寺の十六橋の後とんくこいり
とんく。是れぬまー」

